

2025年11月10日

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 森田 健司
(コード番号5121 東証プライム市場)
問合せ先 取 締 役 執 行 役 員 樋口 昭康
(TEL 03-5747-9444)

「株式付与E S O P信託」の信託期間延長及び追加拠出に関するお知らせ

当社は、2025年11月10日の取締役会において、2024年3月より導入した当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の継続及びE S O P信託に対する金銭の追加拠出について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託の概要及び目的

E S O P信託は、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規定に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。当社は、従業員への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としてE S O P信託を導入しております。

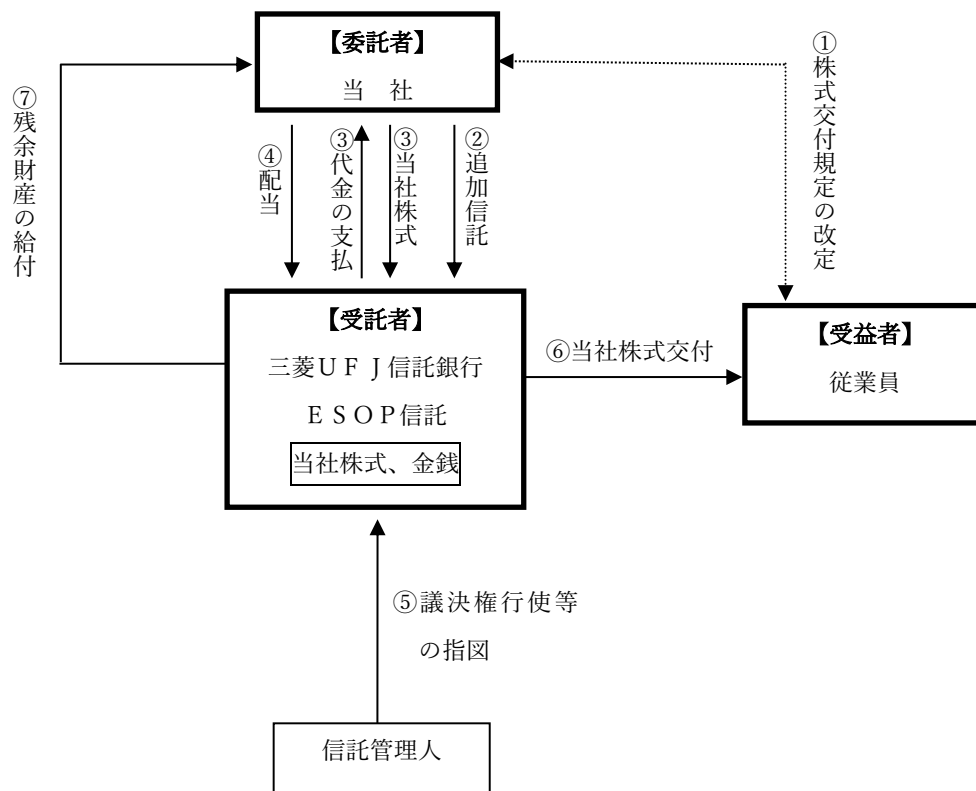
なお、E S O P信託の概要につきましては、2024年2月13日付で公表いたしました『「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ』をご参照ください。

2. 追加拠出の理由

当社では、E S O P信託を継続することに伴い、今後、交付すべき株式数の増加が見込まれることから、E S O P信託に対して、当社株式の取得資金を追加拠出することといたしました。

※E S O P信託に対する金銭の追加拠出に伴い、現在当社が保有する自己株式4,000,141株（2025年9月30日現在）のうち、594,300株（1,142,838,900円）をE S O P信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付で公表いたしました「従業員インセンティブ・プランとしての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. E S O P信託の仕組み



- ①当社は、E S O P信託を継続の上、必要に応じて株式交付規定の一部を改定します。
- ②当社は受益者要件を充足する従業員を受益者として設定したE S O P信託に金銭を追加拠出します。
- ③E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、上記②で追加拠出された金銭及びE S O P信託内に残存している金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社から取得します。
- ④E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥当社の株式交付規定に従い、一定の要件を満たす従業員に対して、当社株式の交付を行います。
- ⑦E S O P信託の清算時に、受益者に当社株式の交付が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

（ご参考）信託期間延長後の信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2024年2月29日
⑧信託の期間	2024年2月29日～2026年9月30日（2025年11月26日付の信託契約の変更により、2029年9月30日まで延長予定）
⑨追加信託日	2025年11月26日
⑩議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫追加信託金額	1,129,398,332円
⑬株式の取得方法	当社自己株式の処分により取得

以 上